

## 国立大学法人高知大学工事契約関連取扱細則

平成16年4月1日

規則第121号

最終改正 令和7年1月20日規則第53号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学における施設整備事業に伴う工事契約関連事務については、国立大学法人高知大学会計規則その他の規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この細則の定めるところによる。

(競争加入者心得)

第2条 施設整備事業実施のための契約事務執行の適正化を図るため、この細則の運用においては、別に定める競争加入者心得についてを適用するものとする。

(消費税の改正等に係る入札・契約等の取扱い)

第3条 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う入札・契約等の取扱いについては、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う文教施設整備に係る入札・契約等の取扱いについて(平成31年3月28日付30文科施第563号文教施設企画・防災部長通知)の規定を準用するものとする。なお、同規定中「会計法令」及び「予算決算及び会計令」を「国立大学法人高知大学会計規則等」と読み替えるものとする。

(工事における入札及び契約の過程、内容等に関する情報公表)

第4条 工事における入札及び契約の過程、内容等に関する情報の公表については、工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について(平成19年9月19日付19文科施第223号文教施設企画部長会計課長通知)の規定を準用するものとする。なお、同規定中「会計法」及び「予算決算及び会計令」を「国立大学法人高知大学会計規則等」、「契約担当官等」を「契約担当役」並びに「官職」を「役職」と読み替えるものとする。

(建設資材の価格変動等に伴う契約の変更)

第5条 建設資材の価格変動に伴う契約の変更については、建設資材の価格変動に伴う工事請負契約の変更について(昭和55年3月29日付文管約第145号管理局長会計課長通知)の規定及び必要の都度通達される賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に関する規定を準用するものとする。なお、同規定中「契約担当官等」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(指名停止の措置要領等)

第6条 工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領及び事務手続については、建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について（平成18年1月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

（公正入札調査委員会の設置等）

第7条 建設工事の発注に伴う入札の適正を期するため、公正入札調査委員会の設置については、別に定めるものとする。

（工事関係保険）

第8条 契約担当役が工事請負契約を締結するとき、請負者に工事目的物、工事材料又は貸与品について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害を保険によっててん補するために火災保険、建設工事保険等の付保を求めるときの取扱いについては、工事関係保険について（平成12年3月31日付文施指第49号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「契約担当官等」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

（工事名称の表示について）

第9条 施設整備事業実施のための工事の内容を適切かつ簡明に表示することにより事務処理の円滑な実施を図るため、工事名称の表示方法については、工事名称の表示について（平成4年2月14日付4施指第9号監理室長通知）の規定を準用するものとする。ただし、国有財産法関連の規定は適用しないものとする。

（現場説明書書式）

第10条 施設整備事業実施のための工事請負契約に係る事務処理を円滑に行うため、現場説明書の書式については、現場説明書書式の一部改正について（平成15年6月5日付15施企第9号監理室長通知）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「会計法」を「国立大学法人高知大学会計規則」、「国庫」を「国立大学法人高知大学」、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」、「歳入歳出外現金出納官吏」及び「政府保管有価証券取扱主任官」を「出納役」並びに「官職」を「役職」と読み替えるものとする。

（下請セーフティネット債務保証事業による工事請負代金債権の債権譲渡の承諾に係る事務取扱）

第11条 下請セーフティネット債務保証事業による工事請負代金債権の債権譲渡の承諾に係る事務取扱いについては、下請セーフティネット債務保証事業による工事請負代金債権の譲渡を活用する融資制度について（平成20年11月4日付20文科施第346号文教施設企画部長会計課長通知）及び下請セーフティネット債務保証事業による工事請負代金債権の譲

渡を活用した融資制度の事務取扱について（平成20年11月4日付20施施企第21号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「文部省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人高知大学工事請負契約取扱細則」、「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月1日規則第545号）

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月5日規則第73号）

この要領は、平成21年3月5日から施行する。

附 則（令和元年9月30日規則第35号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和7年1月20日規則第53号）

この細則は、令和7年1月20日から施行する。